

知の市場友の会規約

2010年12月2日制定

2011年12月1日改正

知の市場は、多様な受講者や多彩な講師などの参画によって運営されており、その過程で培われた人の輪は知の市場を支える重要な基盤であるとともに相互に活用しうる社会的な基盤としての役割も担っていることに鑑み、知の市場友の会として組織し、基盤の一層の強化と運営の円滑化に資するために規約を定める。

1. 友の会は、会員にホームページやメールなどを活用して知の市場の講座の状況、開講機関や連携機関の活動状況そして関連分野の動向などについての情報を提供する。
2. 友の会は、会員の協力を得て知の市場に係る各種調査などを行う。
3. 友の会は、知の市場の受講者や講師及び知の市場事務局、開講機関や連携機関の事務局などの関係者をもって会員とする。
4. 知の市場の受講者と講師は、特に意思表示がない限り、友の会への参加を了承したものとして、その氏名と連絡先を友の会に登録する。
5. 友の会は入会金や会費などを必要としない。
6. 知の市場の受講を希望する者は、友の会への参加を了承し、氏名と連絡先などの情報を友の会に提供することを了解する者に限り応募することができる。
7. 友の会は、2004年度から2008年度に開講された「化学・生物総合管理の再教育講座」を受講した受講者と講師及び事務局員などを会員として組織された「化学・生物総合管理の再教育講座友の会」を継承する。